



改正精神保健福祉法 実務マニュアルの 発刊について

平成26年4月の改正精

神保健福祉法(以下、

改正法) 施行に伴い、「改

正精神保健福祉法実務

マニュアル」を発刊する。

今回の法改正では、保護

者制度の廃止と医療保

護入院の見直し、精神

科病院の管理者に対して

は、医療保護入院者の

退院後の生活環境に関す

る相談及び指導を行う者

の設置、地域援助事業

者との連携、さらに退院

を促進させるための体制

を整備することが義務付

けるなど、大幅な変更が

あった。

これだけ複雑になった

手続き等を法に沿って適

切に運用しなければなら
ない臨床現場では実務上
の指南書が必要不可欠
である。既に、改正保健
福祉法に関するQ&Aに
ついては、当法人のホー
ムページでお知らせして
いるが、実際の入院手
続きや入院後の退院支
援委員会の開催、地域
援助事業者との連携な
どは、もっと具体的な記
載が必要である。そこで、
病院経営管理委員会、
政策委員会が担当して、
「改正精神保健福祉法実
務マニュアル」を発刊し
た次第である。

内容は、①改正の趣旨、

②主な改正点、③改正精

神保健福祉法に伴う病

院実務(医療保護入院

の手續、退院後生活環

境相談員、地域援助事

業者、医療保護入院者

退院支援委員会)、④改
正精神保健福祉法に関
するQ&A、⑤平成12年
版精神保健福祉法マニ
ュアル、⑥法改正関連通知
集となっている。

今回の改正では、保護

者制度の廃止に伴って、

医療保護入院における保

護者の同意要件がなくな

り、「家族等」のうちい

ずれかの者が同意をする

要件となった。「家族等」

は、配偶者、親権者、扶

養義務者、後見人又は保

佐人をさすが、該当者が

いない場合は、市町村長

が同意の判断

を行うことにな

る。平成26

年4月の施行

以来、同意者

の本人確認や

入院者との

関係をどのよ

うに確認するのか、家族
等の確認が取れない場合
の市町村長同意に関する
問題など、頭を悩ます
ことが多々生じている。

本書は、日常実践にお

いて、かゆいところに手の

届く内容となっている一

方、当事者やご家族、地

域援助事業者の方にも、

手続きの内容がよく理解

出来るものになっている。

本マニュアルが精神科

医療現場で大いに利用さ

れ、実務上のバイブルに

なるものと確信する。

(理事 中島 公博)



Lilly

いのちの尊さに
こたえます。

日本イーライリリー株式会社
〒651-0086 神戸市中央区 阪上通7-1-5

リリーの情報はインターネットでご覧いただけます。
<http://www.lilly.co.jp>

Collaboration.
Now that's what we call a medical breakthrough.

ヤンセンは、医療上の課題に対する答えを探しています。その最良の答えはコラボレーションではないかと考えています。画期的な治療法の追求に障壁があってはならないというのがその理由です。新しい治療法の探索以外でも、コラボレーションは行われています。薬の「化合物」の探索から臨床薬へのアクセス、そして医薬品を医療にお届けするまで患者さんにより良い結果と付加価値を提供するという思いを共有できるパートナーを探しています。ミッションが私たちの原動力となり、患者さんが私たちにインスピレーションを与えてくれます。すべての人々の健康のために、ヤンセンは世界中でコラボレーションを進めています。

www.janssen.co.jp
ヤンセンファーマ株式会社